

**「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」
に関する施策とりまとめ**

令和元年7月5日

目 次

| | | | |
|---------------------------------------|----|---|----|
| 1 汚染状況調査 | 2 | (10) 支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策 | 18 |
| 2 除染 | 4 | (11) 放射線による健康への影響調査、医療の提供等 | 19 |
| 3 被災者への支援 | 5 | (12) その他 | 20 |
| (1) 医療の確保 | 7 | 4 その他の支援 | |
| (2) 子どもの就学等の援助・学習等の支援 | 9 | (1) 低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究等及び成果の普及 | 24 |
| (3) 家庭、学校等における食の安全及び安心の確保 | 9 | (2) 放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材の養成 | 26 |
| (4) 放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援 | 12 | (3) 国際的な連携協力 | 27 |
| (5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持 | 13 | (4) 国民の理解 | 28 |
| (6) 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援 | 14 | | |
| (7) 移動の支援 | 15 | | |
| (8) 住宅の確保 | 15 | | |
| (9) 就業の支援 | 16 | | |

※ 本資料は、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（平成27年8月25日改定）において、「被災者が具体的な施策について把握できるようにするため、関係省庁の各施策の概要、対象地域等を記した資料を別途取りまとめ、公表する」としていることを受け、支援対象地域の被災者の支援に関する施策を中心に、支援の内容ごとに分類した上で取りまとめ、毎年度公表しているもの。

1 汚染状況調査

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--|---|---|--|
| 1 | 放射線モニタリング | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについて、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」(平成23年8月モニタリング調整会議決定、平成31年2月改定)に沿って、モニタリングポスト等による空間線量の測定、土壤に含まれる核種ごとの放射性物質の分析、河川や海などの水及び土に含まれる放射性物質の分析、食品や水道水に含まれる放射性物質のモニタリングなどを実施 | 主に福島県及び近隣県 等 | 原子力規制庁監視情報課、関係省庁 |
| 2 | 環境中の放射性物質の動態解明のための研究 (福島関連基礎・支援研究等 (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費)) (放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業) (海洋生態系の放射性物質挙動調査事業) | <p>環境中の放射性物質の動態解明のため、以下の研究を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低線量放射線影響や放射線の環境影響について、放射線による長期被ばくの影響の機構を解明するための研究を実施 ・環境中の多媒体（大気・水・土壤・生物・生態系等）での放射性物質等の実態把握・動態解明の研究等を実施 ・東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により放射性物質で汚染された環境の回復に向けて、放射性物質の環境動態予測・移行抑制技術の開発等を実施 ・森林内における放射性物質の実態を把握するため、樹冠部から土壤中まで階層ごとの放射性物質の分布状況等の調査・解析を実施 ・被災地の沿岸・沖合水域等において、水生生物中の放射性物質の挙動とその要因の解明に関する調査研究を実施 | 福島県 福島県及び近隣県等 福島県 福島県 福島県 福島県を中心とした地域等 | 文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課 量子研究推進室 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 文部科学省研究開発局原子力課 林野庁研究指導課 水産庁研究指導課 |

| | | | |
|---------------------|---|----------------------------|-----------------------|
| (直轄農業水利施設放射性物質対策事業) | ・農業水利施設の放射性物質の影響を把握・低減するため、モニタリング調査や国営請戸川地区内の農業水利施設の放射性物質対策等を実施 | 除染特別地域及び汚染状況重点調査地域（福島県に限る） | 農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室 |
|---------------------|---|----------------------------|-----------------------|

2 除染

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|---|--|--------------------------------|---------------------------|
| 1 | 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除去土壤等の適正管理・搬出等の実施) | 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として策定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日全面施行))に基づき除染を実施し、平成29年3月19日までに、帰還困難区域を除き、面的除染を完了したところ。今後は除去土壤等の適正管理・仮置場の原状回復等に取り組むとともに、面的除染完了後のフォローアップを実施。 | 国が除染を行う除染特別地域及び市町村が除染を行う除染実施区域 | 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室 |
| 2 | 福島関連基礎・支援研究等 (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費) 〔再掲〕 | 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により放射性物質で汚染された環境の回復に向けて、放射性物質の環境動態予測・移行抑制技術の開発等を実施 | 福島県 | 文部科学省研究開発局原子力課 |

3 被災者への支援（1）医療の確保

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--------------------------------------|---|--|-----------------------------------|
| 1 | 地域医療再生基金(地域医療再生臨時特例交付金) | 地域における医療課題の解消を図るために、各都道府県に基金を設置 | 岩手県、宮城県、福島県及び全都道府県 | 厚生労働省医政局地域医療計画課 |
| 2 | 地域医療支援センター(地域医療介護総合確保基金) | 医師不足病院の医師確保の支援等を行うため、都道府県に設置される「地域医療支援センター」について、地域医療介護総合確保基金の活用を可能とする | 全都道府県において設置済 | 厚生労働省医政局地域医療計画課 |
| 3 | 健康診査や健康相談の機会を通じた生活習慣病対策 | 健康増進法に基づき住民に対して実施する、健康診査及び健康相談の実施について、市区町村への補助を行う。 | 全国 | 厚生労働省健康局健康課 |
| 4 | 特定健康診査の受診機会の確保を通じた生活習慣病対策 | 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国により設定された帰還困難区域等に住所を有する方に対し、特定健康診査の受診機会を確保することを目的として、医療保険者（※1）が被災者の自己負担分を免除するために要した費用等について国が財政支援（※2）を実施 （※1）市町村、国民健康保険組合、全国健康保険協会、健康保険組合 （※2）令和2年3月実施分まで | 全国 | 厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室 |
| 5 | 被災地健康支援事業(被災者支援総合交付金) | 仮設住宅に居住する被災者を対象とし、健康支援活動を引き続き行うため、自治体が実施する巡回健康相談、生活不活発病予防、歯科検診・指導、栄養・食生活指導等の保健活動やそれらを担う専門人材の確保等の支援を実施 | 岩手県、宮城県、福島県 | 復興庁被災者支援班 厚生労働省健康局健康課 地域保健室 |
| 6 | (独)福祉医療機構 東日本大震災に係る「災害復旧資金等」(医療貸付事業) | 被災した医療施設等の災害復旧に係る建築資金、機械購入資金及び長期運転資金の貸付等を実施 | 特定被災区域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市長村を定める政令」に基づく区域） | 厚生労働省医政局医療経営支援課 |

| | | | | | |
|---|---------------------------------------|--|----|--|------------------|
| 7 | がん検診の受診率向上の推進(新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業) | <p>がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるため、以下の経費について補助</p> <p>①子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん及び大腸がん検診について、がん種ごとの対象年齢の者に、個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、かかりつけ医を通じた受診勧奨・再勧奨を実施</p> <p>②子宮頸がん検診及び乳がん検診の初年度対象者（子宮頸がん：20歳、乳がん：40歳）に対してクーポン券及び検診手帳の送付等を実施</p> <p>③がん検診による十分な効果を得るため、要精密検査と判断されたが精密検査を受診していない者に対して、精密検査の受診再勧奨を実施</p> | 全国 | | 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 |
|---|---------------------------------------|--|----|--|------------------|

3 被災者への支援（2）子どもの就学等の援助・学習等の支援

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|---|---|--|---|
| 1 | 被災児童生徒就学支援等事業 | 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施 | 特定被災区域（岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県内の一部市町村）及び特定被災区域で被災した幼児児童生徒を受け入れる都道府県、市区町村 | 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム |
| 2 | 仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業（被災者支援総合交付金） | 震災の影響で学習環境が好転していない仮設住宅のある地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施し、子供の学習環境の好転や仮設住宅とその周辺地域を結ぶコミュニティの復興促進を図る。 | 被災3県（岩手県、宮城県、福島県）及び3県内の指定都市、中核市等 | 復興庁被災者支援班 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室 |
| 3 | 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業（被災者支援総合交付金） | 福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援 | 福島県 | 復興庁被災者支援班 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室 |
| 4 | 学校施設環境改善交付金 | 児童生徒などの学習・生活の場の安全性を確保するための公立学校施設の改築・補強等に要する費用を補助 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 | 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 |
| 5 | 公立学校施設整備費負担金 | 義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保するための公立学校施設の新增築に要する費用を負担 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 | 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 |
| 6 | 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配措置 | 被災した公立学校の児童生徒に対するきめ細かな学習支援や心のケア等に取り組むための教職員定数の追加措置 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 | 文部科学省初等中等教育局財務課 |

| | | | | |
|----|-----------------------------|--|--|------------------------------------|
| 7 | 被災地におけるスクールバス・ポートの購入経費の補助 | 被災地で通学が困難になっている児童生徒の通学条件の緩和のため、自治体のスクールバス・ポートの購入経費を補助 | 特定被災区域（岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県内的一部市町村） | 文部科学省初等中等教育局財務課 |
| 8 | 国立・私立大学等の授業料減免等 | 被災した学生を対象とする授業料減免事業を実施する大学等を支援 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 | 文部科学省高等教育局私学部私学助成課、国立大学法人支援課、専門教育課 |
| 9 | (独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業 | 被災した世帯の学生等が経済的理由により進学等を断念する事のないよう奨学金を給付及び貸与 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 10 | 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業 | 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や居場所の提供、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を実施 | 全国 | 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 |

3 被災者への支援（3）家庭、学校等における食の安全及び安心の確保

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|-------------------------------------|--|---|--------------------------------|
| 1 | 食品中の放射性物質の検査計画に係るガイドラインの策定及び検査結果の公表 | 食品中の放射性物質の検査については、国が定めたガイドラインに基づき、地方自治体において検査計画を策定し、主として出荷前の段階におけるモニタリング検査を実施。国では、最新の知見に基づきガイドラインを隨時改正。また、検査結果については、厚生労働省でとりまとめ、基準値を超えない場合も含めすべて迅速に公表 | 全国 | 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 |
| 2 | 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（被災者支援総合交付金） | 子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケア、児童福祉施設等における給食中の放射性物質の検査に係る費用の補助など、被災した子どもへの総合的な支援を実施 | 岩手県、宮城県、福島県及びその管内市町村、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、鳥取県等 | 復興庁被災者支援班 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 |
| 3 | 意見交換会の開催（食品と放射能ほか） | 食品中の放射性物質を始めとした食品の安全に関する消費者の理解を広げるために、意見交換会等のリスクコミュニケーションを推進。特に、食品中の放射性物質に関する取組に関しては、開催地の重心を福島県から消費地へ移すほか、開催テーマに関しても、食品安全に関する施策策定や変更等があるもの、健康被害が生じているもの、その他消費者の関心が高いもの等の観点から選定する。更に、多くの人が集まる日時場所での開催、地方公共団体や事業者等の多様な主体との連携・形式による取組を行う。関係府省連携による比較的大規模なシンポジウムや、地方公共団体及び地域の消費者団体との連携による車座形式の座談会など、様々な形式で実施。また、消費者の目線で分かりやすく説明する冊子「食品と放射能Q & A」及び「食品と放射能Q & A ミニ」をウェブサイトで公開するとともに全国で配布。 | 全国 | 消費者庁消費者安全課 |

| | | | | |
|---|---|--|--|----------------------|
| 4 | 食品中の放射性物質に係る「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の決定 | 原子力災害対策本部においては、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値を踏まえ、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等の要否を判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断等についての基本的考え方を提示 | 17都県（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県） なお、詳細な出荷制限状況については、以下 URL 参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/kin-kyu/2r9852000001dd6u.html | 内閣府原子力被災者生活支援チーム |
| 5 | (独)国民生活センターによる放射性物質検査機器の貸与 | 消費者の安全・安心のより一層の確保に向け、消費者庁と国民生活センターが共同で、地方公共団体における住民が消費する食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与及び地方公共団体へのサポート体制を構築 | 対象地域は特に限定していない | 消費者庁地方協力課 |
| 6 | 被災4県への地方消費者行政推進交付金による支援 | 被災3県（岩手・宮城・福島）の「地方消費者行政推進交付金」については、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）に活用するため、復興特別会計により平成24年度予算から毎年度予算措置を行ってきたが、食品等の放射性物質検査等については未だニーズが減る見込みがないことから、引き続き被災地の復興を支援できるよう平成31年度予算において約3.7億円を措置 | 岩手県、宮城県、福島県の3県 | 消費者庁地方協力課 |
| 7 | 食品中の放射性物質に係る流通段階の買上調査（食品中の放射性物質に係るモニタリング検査計画策定推進経費） | 流通段階での食品の買上調査を行い、都道府県等による食品中の放射性物質検査の効果を検証し、必要に応じ、自治体に対して検査計画に関し助言 | 17都県（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県） | 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 |

| | | | | |
|----|--|---|--|----------------------|
| 8 | 食品の放射性物質汚染状況調査及び食品摂取量調査(食品放射性物質安全性検証費) | 食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査 | 全国 15 地域 北海道、岩手県、宮城県、福島県(浜通り、中通り、会津)、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県、長崎県 | 厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課 |
| 9 | 放射性物質影響調査推進事業 | 過去の放射性物質の検出状況等を踏まえ、大臣管理漁業等で漁獲される回遊性魚種等を中心に放射性物質調査を実施 | 原子力災害により放射性物質の汚染が懸念される海面及び内水面 | 水産庁研究指導課 |
| 10 | 復興水産加工業等販路回復促進事業 | 被災地の水産加工業の販路回復等のため、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備、放射能測定器の導入等を支援（復興水産加工業等販路回復促進事業のうち「水産加工業等販路回復取組支援事業」） | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県 | 水産庁漁政部加工流通課 |
| 11 | ふくしまの農林水産物等緊急モニタリング事業(福島県農林水産業再生総合事業) | 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成 23 年 4 月 4 日原子力災害対策本部策定)に基づき、福島県が実施する福島県産農林水産物等の放射性物質検査等の取組を支援 | 福島県 | 農林水産省生産局総務課生産推進室 |
| 12 | ふくしまの恵み安全・安心推進事業(福島県農林水産業再生総合事業) | 福島県産農林水産物等に対する消費者等の安心感や信頼の回復を目的として実施される、産地段階における放射性物質の自主検査及び県段階における検査結果の公表等の取組を支援 | 福島県 | 農林水産省生産局総務課生産推進室 |

3 被災者への支援（4）放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--|--|---|--------------------------------|
| 1 | 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染(除去土壤等の適正管理・搬出等の実施)〔再掲〕 | 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として策定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日全面施行))に基づき除染を実施し、平成29年3月19日までに、帰還困難区域を除き、面的除染を完了したところ。今後は除去土壤等の適正管理・仮置場の原状回復等に取り組むとともに、面的除染完了後のフォローアップを実施。 | 国が除染を行う除染特別地域及び市町村が除染を行う除染実施区域 | 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室 |
| 2 | 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染(除染に係る専門家派遣) | 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として策定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日全面施行))に基づき、除染に係る専門家派遣を実施 | 市町村が除染を行う除染実施区域 | 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室 |
| 3 | 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕 | 子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケア、児童福祉施設等における給食中の放射性物質の検査に係る費用の補助など、被災した子どもへの総合的な支援を実施 | 岩手県、宮城県、福島県及びその管内市町村、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、鳥取県等 | 復興庁被災者支援班 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 |

(注) これらのほか、「2 除染」、「3 (3) 家庭、学校等における食の安全及び安心の確保」に掲載している施策等も本項目に関する取組として講じている。

3 被災者への支援（5）自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|---|---|---|--|
| 1 | 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕 | 子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケア、児童福祉施設等における給食中の放射性物質の検査に係る費用の補助など、被災した子どもへの総合的な支援を実施 | 岩手県、宮城県、福島県及びその管内市町村、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、鳥取県等 | 復興庁被災者支援班 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 |
| 2 | 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業（被災者支援総合交付金）〔再掲〕 | 福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援 | 福島県 | 復興庁被災者支援班 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室 |
| 3 | 東日本大震災対応事業 | （独）国立青少年教育振興機構において、被災地の子どもたちを対象に国立青少年教育施設で自然体験活動等ができる機会を提供 | 岩手県、宮城県、福島県 | 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 |
| 4 | 被災者支援総合事業(被災者支援総合交付金) | 復興の進展に伴い、被災地で新たに直面しつつある被災者支援の重要課題に対応できるように、①自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々への相談支援体制を強化する取組への支援、②仮設住宅等で暮らす高齢者などの日常生活をサポートする活動への支援、③被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合などの課題に対応するための活動の支援、④閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や被災地の将来を担う子供や若者のケアなどを支援する「心の復興」、⑤福島県の県外避難者に対する相談支援や帰還・生活再建に係る支援情報の提供を支援する取組などを支援 | 岩手県、宮城県、福島県及びその管内市町村等 | 復興庁被災者支援班 |

3 被災者への支援（6）家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--|---|---|---|
| 1 | 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕 | 子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケア、児童福祉施設等における給食中の放射性物質の検査に係る費用の補助など、被災した子どもへの総合的な支援を実施 | 岩手県、宮城県、福島県及びその管内市町村、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、鳥取県等 | 復興庁被災者支援班 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 |
| 2 | 被災者の心のケア支援事業（被災者支援総合交付金） | 岩手、宮城、福島の各県に設置されている「心のケアセンター」等を拠点とし、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士などの専門職により、心の不調を訴える被災者への訪問支援等、保健所や市町村が行う健康支援、精神保健上の行政サービスの後方支援を実施 | 原則として、岩手、宮城、福島の各県 | 復興庁被災者支援班 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 |
| 3 | 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置 | 原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で、母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置を実施 | 福島県中通り、浜通り（原発事故による警戒区域等を除く）及び宮城県丸森町 | 復興庁法制班 国土交通省道路局高速道路課 |
| 4 | 緊急スクールカウンセラー等活用事業 | 被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援 | 岩手県・宮城県・福島県及び域内の市町村等 | 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 |

3 被災者への支援（7）移動の支援

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--------------------------------|---|-------------------------------------|-------------------------|
| 1 | 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置〔再掲〕 | 原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で、母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置を実施 | 福島県中通り、浜通り（原発事故による警戒区域等を除く）及び宮城県丸森町 | 復興庁法制班 国土交通省道路局高速道路課 |

3 被災者への支援（8）住宅の確保

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|-----------------------------------|--|---|---------------------------|
| 1 | 子ども元気復活交付金(福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)) | 子どもの運動機会の確保のための施設整備や公的な賃貸住宅の整備等を緊急的に支援することにより、長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整え、地域の復興を促進 | 原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域 | 復興庁原子力災害復興班 |
| 2 | 公営住宅への入居の円滑化支援 | 平成23年3月11日時点で、福島県浜通り・中通り（避難指示区域を除く）に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を支援 | 左記避難者を受け入れた自治体 | 復興庁法制班 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 3 | 住宅セーフティネット制度 | 住宅確保要配慮者（東日本大震災の被災者を含む）の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進 | 全国 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 |
| 4 | 被災者支援総合事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕 | 自力での住まいの確保が困難な避難者への支援や県外公営住宅の確保要請等、生活再建に向けた支援を実施。これらが円滑に進むよう、県内外の避難者への相談や情報提供などを支援。 | 福島県及び避難者を受け入れている自治体 | 復興庁被災者支援班 |

3 被災者への支援（9）就業の支援

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--|--|-----------------------------|--------------------|
| 1 | 特定求職者雇用開発助成金 (被災者雇用開発コース) | 被災離職者等を、ハローワーク等の紹介で継続して1年以上雇用される見込みの労働者として雇い入れる事業主に対して助成金（中小企業60万円、中小企業以外50万円）を支給 また、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せを実施（中小企業60万円、中小企業以外50万円） | 全国 | 厚生労働省職業安定局雇用開発企画課 |
| 2 | 福島避難者帰還等就職支援事業 | 避難指示区域等からの避難者の地元への帰還・就職が円滑に進むよう、宮城、山形、埼玉、東京、新潟、大阪労働局管内のハローワークに専門コーナーを設置するとともに、帰還者の雇用促進に資する就職活動のためのワークショップや資格取得のための技能講習等の事業の委託、福島労働局への専門員の配置などにより就職支援体制を整備 | 福島県、宮城県、山形県、埼玉県、東京都、新潟県、大阪府 | 厚生労働省職業安定局地域雇用対策課 |
| 3 | ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援 | 原子力災害の影響により避難指示区域等から避難している求職者が、避難先や避難元での就職を希望する場合、子育て中の方に対する就職支援を行っているマザーズハローワークを含めた全国のハローワークにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施 | 全国 | 厚生労働省職業安定局首席職業指導官室 |
| 4 | 離職者に対する公的職業訓練の実施（離職者等再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進、求職者支援制度等） | 避難している住民の方や帰還する住民の方が、新しい仕事に就くために公共職業訓練や求職者支援訓練を無料で実施。また、一定の要件を満たす場合には、求職者支援制度による訓練期間中の生活支援の給付金を支給 | 被災者が居住している全国の地域 | 厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室 |

| | | | | |
|---|----------------|--|---|-------------------|
| 5 | 特用林産施設体制整備復興事業 | <p>きのこ等の特用林産物については、福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響等により、生産や経営が困難な状況が続いている。</p> <p>このため、原子力発電所事故の影響を受けている関係 16 県における次期生産に必要な生産資材の導入や放射性物質の被害防止対策等に係る費用に対して、国が定率補助による支援を実施。これにより、特用林産物生産の生産基盤の強化や就業機会の確保を行い、被災された地域の復興を図る。</p> <p><支援の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特用林産物生産・加工・流通施設の整備【補助率：1／2】 ② 次期生産に必要な生産資材の導入を支援【補助率：1／2、1／3】 ③ ほど木の洗浄機械、簡易ハウス等の放射性物質の防除施設の整備を支援【補助率：1／2】 | <p>① 特定被災地方公共団体の市町村（北海道に存する市町村を除く）</p> <p>②・③ 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県（国・県による出荷制限等が指示されている地域が県面積の概ね 5 割未満の地域等においては、出荷制限等が指示されている市町村等に限る。）</p> | 林野庁林政部経営課特用林産対策室 |
| 6 | 原子力災害対応雇用支援事業 | <p>原子力災害の影響を受けた被災者の生活の安定を図るために、企業・N P O 等への委託により雇用・就職機会を確保</p> <p>(次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施)</p> | 福島県 | 厚生労働省職業安定局地域雇用対策課 |
| 7 | 事業復興型雇用確保事業 | <p>被災求職者等を雇い入れた中小企業等に対し、産業政策と一緒にした雇用面からの支援として、以下を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災求職者の雇入れ 1 人当たり最大 120 万円（福島県内の事業所については、最大 225 万円）（3 年間）を助成 ・ 求職者（被災求職者以外も含む）の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した場合に、その要した経費の 3／4 （年最大 240 万円）を助成 | 岩手県、宮城県、福島県（ただし岩手県及び宮城県は沿岸部に限る） | 厚生労働省職業安定局地域雇用対策課 |

3 被災者への支援（10）支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--|---|--------------------------|---------------|
| 1 | 全国避難者情報システムによる避難住民と避難元地方公共団体間の連絡・情報の提供 | 避難者から任意に提供された避難先の所在地等の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元県や市町村に提供することにより、避難元県や市町村から避難者への各種通知等に役立てる。 | 全国 | 総務省自治行政局住民制度課 |

3 被災者への支援（11）放射線による健康への影響調査、医療の提供等

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--------------------------------|---|--------------------------|---------------------------|
| 1 | 事故初期ヨウ素等短半減期核種による内部被ばくの線量評価調査等 | 半減期が短く現在では測定できない核種による被ばく線量評価、疾病罹患動向把握等について調査・研究を実施 | 福島県及び福島近隣県 | 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 |
| 2 | 避難指示解除区域等における外部被ばく測定等 | 避難指示解除区域等において個人線量計を利用した外部被ばく線量の測定等を実施 | 避難指示解除区域等 | 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 |
| 3 | 県民健康調査(福島県県民健康管理基金) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県民に対し、基本調査、甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査等を実施 ・甲状腺検査について、県外検査実施機関の拡充に努める。 ・福島県内の子ども等に個人線量計による外部被ばく測定、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく測定を実施 | 福島県 | 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 |
| 4 | 福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業) | 福島県が行う子どもをはじめとする住民の健康を守る取組として、県民の健康不安の解消に資する事業を支援 | 福島県 | 復興庁医療・福祉班、法制班 |
| 5 | 母乳育児支援事業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・母乳による育児への不安解消を図るための支援を実施 ・県民健康調査「甲状腺検査」でがんやがんの疑いで医療が必要であることが判明した方々を長期にわたりフォローアップすることにより、分析に必要な臨床データを確実に収集できる調査が可能となるよう、福島県の支援を実施 | 福島県 | 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 |

3 被災者への支援（12）その他

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--------------------------------------|--|---|---|
| 1 | 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・長引く仮設住宅での暮らしや生活不安などの影響による女性の様々な不安や悩み、女性に対する暴力に対応するため、福島県及び民間団体等と協働し、電話や面接により相談を受付 ・福島県における地元行政機関の相談員等を対象とする研修を実施 | <p>相談事業：福島県（県外避難者が居住する地域を含む）</p> <p>研修事業：福島県</p> | 内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室 |
| 2 | 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による事業者の二重債務問題への対応 | <p>①旧債務の整理</p> <p>◎金融機関等からの債権の買取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生計画を前提として金融機関等と調整を実施 ・リース債権や信用保証協会等の求償債権も含む。 ・債権の買取価格は、事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援後の中小事業者の経営状態の見通し、担保財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価 <p>◎債権の買取り後、経営状況等を勘案した上で、一定期間の弁済猶予、債務の一部免除等を行うことが可能。また、第三者保証人の保証債務等について免除することができる。</p> <p>②事業再生支援</p> <p>◎専門家の派遣・助言</p> <p>◎債務保証、出資、つなぎ融資等</p> | <p>岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、群馬各全県の他、北海道、青森、埼玉、新潟、長野、東京、静岡の各都道県の一部市町村（14都道県、351市町村）</p> | <p>復興庁支援機構班</p> <p>金融庁監督局銀行第二課</p> <p>農林水産省経営局金融調整課</p> |

| | | | | |
|---|---|---|--|-------------------|
| 3 | 個人債務者の私的整理に係る支援事業 | 東日本大震災の影響によって既往債務（震災発生以前に負担した債務）を弁済できなくなった個人債務者の債務整理を円滑に進めるため、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に則し実施する業務（個人債務者による債務整理の申出の支援等）について、被災した債務者が弁護士等の専門家から支援を受ける際の手続費用（報酬及び実費（郵送、交通、宿泊に要する費用））を対象に、運営機関に対して補助金を給付 | 対象地域の限定はない。 ※対象者が遠方に避難している場合であっても利用可能 | 金融庁監督局総務課 |
| 4 | 東日本大震災法律援助事業 | 法務省が所管する日本司法支援センター（法テラス）では、二重債務問題など被災者の生活再建の障害となり得る法的問題の解決を促進するため、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、被災者に対し、その資力の状況にかかわらず、弁護士等の無料法律相談や弁護士費用の立替等を実施する「東日本大震災法律援助事業」を実施中（令和3年3月31日までの期限） | 対象地域の限定はない。 ※対象者が遠方に避難している場合であっても利用可能 | 法務省大臣官房司法法制部司法法制課 |
| 5 | 復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の視点の浸透活動 | 復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、この事例集も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。 | 岩手県、宮城県、福島県を中心とした被災地 | 復興庁男女共同参画班 |

| | | | | |
|---|----------------------------------|---|--|--|
| 6 | 被災者支援総合事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕 | 復興の進展に伴い、被災地で新たに直面しつつある被災者支援の重要課題に対応できるように、①自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々への相談支援体制を強化する取組への支援、②仮設住宅等で暮らす高齢者などの日常生活をサポートする活動への支援、③被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合などの課題に対応するための活動の支援、④閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や被災地の将来を担う子供や若者のケアなどを支援する「心の復興」、⑤福島県の県外避難者に対する相談支援や帰還・生活再建に係る支援情報の提供を支援する取組などを支援 | 岩手県、宮城県、福島県及びその管内市町村等 | 復興庁被災者支援班 |
| 7 | 県外自主避難者支援体制強化事業 | 全国自治体が実施する定住・移住支援等の情報や、全国で避難者支援を行っている他のNPO等支援団体の活動・連携事例を収集・分析し、NPO等支援団体及び避難者に対して、一般公開サイト等により提供。また、年1回事務局として、福島県が実施する県外避難者支援相談・交流・説明会事業の委託先であるふくしま連携復興センター及びその再委託先で避難者の相談・支援を行う全国26か所の生活再建支援拠点を集めた連絡会議を開催（福島県と連携し共催で計年3回開催） | 県外避難者が居住している全国の地域 | 復興庁ボランティア・公益的民間連携班 |
| 8 | 被災者見守り・相談支援事業 (被災者支援総合交付金) | 相談員による見守り・相談支援、寄り添い型相談支援（電話相談）など、被災者の日常的な見守り・相談活動への支援を実施 | 岩手県、宮城県、福島県及びその管内市町村等 | 復興庁被災者支援班 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 |
| 9 | NPO等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業 | 復興・被災者支援を図っていくため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりょく）」を活かして復興・被災者支援を行う取組や、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組に対して支援を実施 | 岩手県、宮城県、福島県 (被災3県からの避難者が居住する地域等を含む) | 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付 参考事官（社会基盤担当）付 |

| | | | | |
|----|------------------------------|--|---|----------------------------|
| 10 | 移住・交流情報ガーデン | 地方への移住関連情報の提供や相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口至近に開設 | 一 | 総務省地域力創造グループ地域自立応援課 |
| 11 | 復興支援員 | 被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の復興に伴う地域協力活動を通じ、コミュニティの再構築を図る取組に対して支援 | 東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は「特定被災区域」を区域とする地方公共団体 | 総務省地域力創造グループ地域自立応援課 |
| 12 | 復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業(被災地域情報化推進事業) | 復興に向けて、新たな街づくりを行う地域において、超高速ブロードバンド、放送の受信環境及び公共施設等向け通信基盤・システムの整備等の住民生活・地域経済に必要不可欠なＩＣＴ基盤の整備を支援 ・共聴施設等整備事業 ・地上ラジオ放送受信環境整備事業 ・ブロードバンド基盤整備事業 ・公共施設等情報通信環境整備事業 | 復興交付金の基幹事業である防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、土地区画整備事業及び福島再生加速化交付金事業等と一体的に街づくりを行う地方公共団体等 | 総務省情報流通常行政局地域通信振興課地方情報化推進室 |
| 13 | 仮設住宅サポート拠点運営事業（被災者支援総合交付金） | 東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を実施 | 岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村等 | 復興庁被災者支援班 厚生労働省老健局振興課 |
| 14 | 生活困窮者自立相談支援事業等 | 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等による包括的な支援を実施 | 全国 | 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 |

4 その他の支援（1）低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究等及び成果の普及

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--|--|--|--|
| 1 | 被ばく線量評価調査研究、放射線に対する感受性の研究、放射線リスクの低減や長期被ばくのメカニズム解明に向けた研究 | <ul style="list-style-type: none"> ・量子科学技術研究開発機構において、放射線の健康及び環境への影響に関する研究を進め、科学的データを収集・解析し、国民にわかりやすく発信することにより、放射線利用に対する安心の醸成に貢献するほか、被ばく・汚染患者の診断及び治療に関する研究、複数の放射性核種による内部被ばくの診断・治療に関する研究を実施 ・放射線の健康影響に係る研究調査事業、放射線被ばく線量評価等に関する調査研究事業（放射線健康管理・健康不安対策事業）を実施 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 福島県及び近隣県等 | 文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課 量子研究推進室 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 |
| 2 | 環境中の放射性物質の動態解明のための研究〔再掲〕 (福島関連基礎・支援研究等 (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費)) (放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業) (海洋生態系の放射性物質挙動調査事業) | 環境中の放射性物質の動態解明のため、以下の研究を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・低線量放射線影響や放射線の環境影響について、放射線による長期被ばくの影響の機構を解明するための研究を実施 ・環境中の多媒体（大気・水・土壤・生物・生態系等）での放射性物質等の実態把握・動態解明の研究等を実施 ・東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により放射性物質で汚染された環境の回復に向けて、放射性物質の環境動態予測・移行抑制技術の開発等を実施 ・森林内における放射性物質の実態を把握するため、樹冠部から土壤中まで階層ごとの放射性物質の分布状況等の調査・解析を実施 ・被災地の沿岸・沖合水域等において、水生生物中の放射性物質の挙動とその要因の解明に関する調査研究を | 福島県 福島県及び近隣県等 福島県 福島県 福島県を中心とした地域等 | 文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課 量子研究推進室 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 文部科学省研究開発局原子力課 林野庁研究指導課 水産庁研究指導課 |

| | | | |
|---------------------|---|----------------------------|-----------------------|
| (直轄農業水利施設放射性物質対策事業) | <p>実施</p> <ul style="list-style-type: none">・農業水利施設の放射性物質の影響を把握・低減するため、モニタリング調査や国営請戸川地区内の農業水利施設の放射性物質対策等を実施 | 除染特別地域及び汚染状況重点調査地域（福島県に限る） | 農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室 |
|---------------------|---|----------------------------|-----------------------|

4 その他の支援（2）放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材の養成

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|---|---|--|--|
| 1 | 保健医療福祉関係者向け研修の実施 (講師の育成・派遣等) (放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成活動・住民への理解増進活動等) | 政府全体で、原子力被災者をはじめとする国民全般が抱える健康不安への対策を確実かつ計画的に講じることとし、保健医療福祉関係者に対する健康影響等に関する知識や技能を習得するための研修については以下のとおり実施 ・保健医療福祉関係者が今般事故の被災者をはじめとする国民に対して情報を適切に発信できるよう、放射線の健康影響等の専門知識や適切な伝達手法に関する研修を行う講師を育成するため、研修を実施するとともに講師の派遣を実施 ・福島県及び県内の市町村並びに福島近隣県等の市町村の保健医療福祉関係者、教育関係者及び自治体職員等を対象として、今後の放射線の健康影響等に関する相談に対応するため、より専門的な内容について実践的な研修を実施 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 福島県、岩手県、宮城県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県等 | 文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課 量子研究推進室 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 |
| 2 | ホールボディカウンター使用方法・内部被ばく線量評価法に関する研修 | 福島県内及び全国の被ばく医療機関に設置されているホールボディカウンターを定期的に校正し、その際、ホールボディカウンターが設置されている機関の担当者や医療スタッフに対して、ホールボディカウンターの正しい使用方法及び内部被ばくの線量評価法の研修を実施 | 福島県内及び被ばく医療機関のある全国の地域（北海道、青森県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、神奈川県、静岡県、石川県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、島根県、鳥取県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県） | 文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課 量子研究推進室 |
| 3 | 県民健康調査支援のための人材育成事業 | 福島県立医科大学において、県民健康調査及び健康に関する住民理解の醸成等を担う人材育成等に関する講座に係る支援を実施 | 福島県 | 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 |

4 その他の支援（3）国際的な連携協力

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|--|--|--------------------------|-------------|
| 1 | ウクライナ及びベラルーシとの原発事故後協力 (ウクライナ及びベラルーシとの原発事故後協力合同委員会の開催) | 平成24年4月18日（ウクライナ）及び平成24年12月15日（ベラルーシ）に署名された「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する協定」に基づき、ウクライナ及びベラルーシそれぞれと、避難指示区域の見直し、放射線防護措置、オフサイト除染、モニタリング、リスクマネジメント、人材交流等につき議論する合同委員会をそれぞれ開催。これまでにウクライナと5回、ベラルーシと3回の合同委員会を開催 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 | 外務省欧州局中・東欧課 |
| 2 | 福島県におけるIAEAとの協力プロジェクト実施支援 | 福島県における放射線モニタリング、除染、人の健康、緊急事態の準備及び対応等の分野でのIAEAとの各種協力プロジェクトの実施の支援等 | 福島県 | 外務省国際原子力協力室 |

4 その他の支援（4）国民の理解

| 番号 | 施策名（予算事業名） | 施策概要 | 対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|-----------------------------|---|--------------------------|--|
| 1 | 健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションの推進 | 国民の低線量放射線の健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションを効果的に進めるために、関係省庁間の強力な連携の下、取組をより効果的に推進 | — | 復興庁原子力災害復興班 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 関係省庁 |
| 2 | 正確な情報発信 | 正確で分かりやすい情報の発信が、個々人の不安に対応したきめ細かなリスクコミュニケーションの実施に必要であることから、関係省庁等の発信している情報等を集約した資料である「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」を平成25年度に作成し、毎年度改訂 | 福島県及び近隣県等 | 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 |
| 3 | 個別相談受付体制整備事業 | コールセンターを設置し、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る被災住民及び全国民からの問い合わせに對し回答を行う体制を整備 | 福島県及び県外の被災住民が居住されている地域等 | 原子力規制庁長官官房総務課広報室 |
| 4 | 学校における放射線に関する教育の支援 | 学校教育において、児童生徒等が放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に行動することができるよう、児童生徒等を対象とした出前授業及び教職員等を対象とした放射線に関する研修を実施 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 | 文部科学省初等中等教育局教育課程課 |

| | | | | |
|---|---|--|------------------------------|------------------------------------|
| 5 | 意見交換会の開催(食品と放射能ほか)【再掲】 | 食品中の放射性物質を始めとした食品の安全に関する消費者の理解を広げるために、意見交換会等のリスクコミュニケーションを推進。特に、食品中の放射性物質に関する取組に関しては、開催地の重心を福島県から消費地へ移すほか、開催テーマに関しても、食品安全に関する施策策定や変更等があるもの、健康被害が生じているもの、その他消費者の関心が高いもの等の観点から選定する。更に、多くの人が集まる日時場所での開催、地方公共団体や事業者等の多様な主体との連携・形式による取組を行う。関係府省連携による比較的大規模なシンポジウムや、地方公共団体及び地域の消費者団体との連携による車座形式の座談会など、様々な形式で実施。また、消費者の目線で分かりやすく説明する冊子「食品と放射能Q & A」及び「食品と放射能Q & A ミニ」をウェブサイトで公開するとともに全国で配布。 | 全国 | 消費者庁消費者安全課 |
| 6 | インターネットを活用した基準値の周知徹底等 | インターネットを活用した基準値の周知徹底や、公共施設等における消費者への広報を通じ、食品中の放射性物質に関する情報の提供を推進 | 全国 | 消費者庁消費者教育推進課 消費者庁消費者安全課 関係省庁 |
| 7 | 法務省の人権擁護機関による人権擁護活動(震災に伴う人権擁護活動の充実強化) (被災地における人権相談や震災に関する人権教室の実施) (震災に関するシンポジウムの開催) | 法務局等において被ばくについての風評に基づく差別的取扱い等の人権問題に対する相談、シンポジウムの開催等の啓発活動等を実施 ・人権擁護委員等が人権相談を行うほか、東日本大震災に起因する偏見や差別をなくすことを目的とした人権教室を実施 ・被災地の復興を進める上で人権擁護の観点から配慮すべき事項等につき、各界の有識者らを招いて意見や経験を聞くシンポジウムを開催 | 全国 平成30年度においては高知県にて開催 | 最寄りの法務局・地方法務局 法務省人権擁護局人権啓発課 |

| | | | | |
|---|--|--|------------------------------|---------------------------|
| 8 | 放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成活動・住民への理解増進活動等〔再掲〕 | 福島県及び県内の市町村並びに福島近隣県等の市町村の保健医療福祉関係者、教育関係者及び自治体職員等を対象として、今後の放射線の健康影響等に関する相談に対応するため、より専門的な内容について実践的な研修を実施 | 福島県、岩手県、宮城県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県等 | 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 |
|---|--|--|------------------------------|---------------------------|